

# 随意契約理由書

## 1. 契約業務名

寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター 場内排水管緊急補修工事（R2-1）

## 2. 随意契約理由

本工事は、川俣水みらいセンター特高受電棟横の場内排水管破損による陥没外に対する緊急補修工事を行うものです。

陥没箇所は、第二寝屋川の河川保全区域内でありしかも同河川の河川区域に隣接しており、陥没がさらに進行すると河川区域にも影響を及ぼすため、早急に対応する必要があります。

株式会社久本組は、下記①②の理由により早急かつ確実に施工できるものであるため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により、株式会社久本組と随意契約を締結するものです。

- ① 大阪府建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ② 平成30年度及び令和2年度に寝屋川北部流域管内において供用施設（管渠等）の緊急復旧工事の施工実績を有していること。
  - 鴻池水みらいセンター 応急復旧工事（H30-2）
  - 鴻池水みらいセンター 応急復旧工事（H30-3）
  - 香里交野幹線 伏越し部閉塞物撤去工事（R2-1）

## 3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「施設の修繕等で緊急に行わないと著しく支障をきたすこととなるもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第10号の規定により比較見積りの徴収を省略するものです。